

# 就学援助世帯に対し支援金を支給 修学児童・生徒世帯生活応援支援金

市では、新型コロナウイルス感染症の影 響を含め、生活が困窮している就学援助対 象世帯を対象に、支援金を支給します。申 請は不要です。

■対象 市内に住所があり、次のいずれか の要件を満たす世帯

①本年度、市就学援助制度の準要保護世 帯などとして認定を受けた世帯②本年 度、市就学援助制度における令和3年度 の新入学用品費の入学前支給を受ける世 帯として認定を受けた世帯

#### ■支給額

- ◦基礎交付(対象①のみ)…準要保護世帯と して認定を受けた世帯の小中学生1人に つき5万円
- 追加交付(対象①②)

支給年齢	支給額				
6歳(平成26年4月2日~27年4月1日生まれ)	e ==m				
12歳(平成20年4月2日~21年4月1日生まれ)	5万円				
15歳(平成17年4月2日~18年4月1日生まれ)	10万円				
18歳(平成14年4月2日~15年4月1日生まれ)	20万円				

※18歳の人は、市の就学援助が認定された

時点で生徒・学生の人に限る

■支給時期(就学援助費受給口座に振り込み)

区分	支給内訳	支給時期
11月1日現在で準要保護世帯などとして認定を受けている世帯	<ul><li>基礎交付分</li><li>追加交付分</li><li>(12歳、15歳、</li><li>18歳該当分</li></ul>	12月中旬
新入学用品費入学前 支給を受給する世帯 として認定を受けた 世帯	。追加交付分 (6歳該当分)	令和3年 3月中旬
11月2日~令和3年 3月1日の間に準要 保護世帯などとして 認定を受けた世帯	。基礎交付分 。追加交付分 (12歳、15歳、 18歳該当分)	随時

\*注意事項など、詳しくは市 □協 ホームページに掲載してい ます



### 【問い合わせ】

- ○本支援金に関すること…新館地域福祉 課(公41-3575)
- 就学援助制度に関すること…教育委員 会学務管理課(2541-3143)

小学校入学生は 申請が必要です

# 新入学用品費を補助します

市では、経済的な理由で子どもの就学 が困難な人に対し就学援助をしていま す。来年度小中学校へ入学する子どもの 新入学用品費を令和3年3月中旬に支給 します。

# 小学校入学生

- ■対象 生活保護世帯に準ずる程度に生 活が困窮している世帯
- ■支給額 51,060円
- ■申請期間 12月9日(水)~令和3年1 月15日(金)
- ■申請方法 申請書に必要事項を記入の 上、▶令和元年分源泉徴収票▶令和元 年分確定申告書または令和2年度分市 民税,県民税申告書▶児童扶養手当証 書▶各種年金振込通知書▶失業手当受 給資料一の写しを添えて、居住してい る地域の指定学校へ提出

掲載しています



感染症の影響により収入が減少した場合 は、申請書類をご案内しますので、教育 委員会学務管理課までご連絡ください

## 中学校入学生

- ■対象 本年度、就学援助認定を受けた 小学6年生
- ■支給額 6万円
- ※申請は不要です

【問い合わせ】教育委員会学務管理課(☎ 41-3143)

# 市役所などで感染症が発生した場合の 業務継続計画(BCP)を策定しました



市では、市役所などで新型コロナウイル ス感染者が確認された場合の危機管理対応 をまとめた「新型コロナウイルス感染症対 策 業務継続計画J(BCP)を策定しました。

同計画は、▶市民の安全と健康を守るた めに必要な業務の維持・継続▶市民の生活 や権利・財産を守るために必要な業務の維 持・継続▶関係各所との連携(社会的責任) に必要な業務の維持・継続一の三つの基本 方針に基づき策定。市民や市職員に感染症 が発生した場合のリスクレベルを6段階 (下表参照)に分類し、レベル2以上の影響

度があると判断した場合には、執務場所を 暫定業務場所に移し、業務の範囲を限定し て実施することとしています。

\*業務継続計画は、市ホーム ■ ### ■ 8束 ページに掲載しています



【問い合わせ】本館総務課(☎41-3506)

#### ●6段階の想定リスクレベル

レベル	事象	影響度	対策
0	市民に感染者発生	業務に支障なし	保健所支援および情報収集
1	各施設で感染者発生	局所的な支障	当該施設を閉鎖
2	庁舎内で感染者発生もフロア内限定の場合	限定的な支障	庁舎内該当フロアを閉鎖
3	庁舎内で感染者発生かつ複数フロアにまたがる場合	影響範囲小規模	庁舎閉鎖
4	庁舎内で感染者発生かつ災害など同時発生	影響範囲中規模	代替案および外部支援で対応
5	庁舎内複数部署で同時に感染者発生	影響範囲大規模	最小稼働に縮小

## ■発生場所別の暫定業務場所など

感染者が発生した場合には、①フロアを 限定して消毒②全館閉鎖し消毒ーのいずれ かの対応により感染抑止を実施。消毒作業 を実施する期間(3日間程度を想定)は、暫

定業務場所で市の業務を行います。

※フロアを限定して消毒した場合の匂いな どで業務継続が困難と判断した場合は、 全館を閉鎖した上で消毒作業を行います

### ●発生場所別の対応と新型コロナウイルス感染症対策本部設置場所・暫定業務場所

発生場所	対応	暫定業務場所	対策本部設置場所
市役所本館	。フロア閉館・消毒 。全館閉鎖・消毒		石鳥谷総合支所
市役所新館		まなび学園および各総合支所	市役所本館
市役所本館·新館			石鳥谷総合支所
大迫総合支所			市役所本館
石鳥谷総合支所		まなび学園	
東和総合支所			
農政課、農業委員会			
花巻保健センター		大迫・石鳥谷・東和の各保健センターに分散	

感染症発生により市役所閉鎖・消毒

暫定稼働期間は3日間を想定

作業終了により庁舎復旧















市役所本館など

石鳥谷総合支所 まなび学園

市役所本館など

1 2020(R2).12.1 広報はなまき No.344 **(**